

V. 市街地排水浄化対策事業

① 事業の歩み

下水道の整備や排水規制等の発生源対策を中心とした水質保全の取り組みだけではなく、土地系の水質保全対策として市街地排水浄化対策事業を実施しています。平成9年10月に策定された琵琶湖水質保全対策行動計画の中で、赤野井湾地域約220ha、中間水路地域110haの市街地排水浄化対策事業を実施することとされ、山寺川流域で事業が具体化されました。

② 山寺川流域(草津地区)市街地排水浄化対策事業

平成10年度より、草津市において県内で初めての市街地排水対策事業に着手し、平成15年9月1日に供用開始しました。その概要は以下のとおりです。

主 体	名 称	事業認可	集水面積	施設の概要
滋賀県・草津市	市街地排水浄化対策事業 (草津・山寺川流域)	H12. 3. 24	80ha	導水渠、沈砂池、貯留兼沈殿池、接触酸化槽、植生浄化など

施設の完成にあたり、地域住民の方に愛着をもってもらうため、愛称を募集し、「伯母川ビオ・パーク」と名づけられました。

浄化施設に植えられている植物の管理と栽培は、地域のボランティア（伯母川ビオ・パーク運営協議会）のみなさんの力で育てていただいている。

第13回国土交通大臣賞「いきいき下水道賞」水環境創出部門受賞(H16)



▲表彰写真

事業の目的

出荷前の出荷場が直営した生れ出店で美しい水をめぐらす、これが市街地排水淨化事業といい、放せん施設を設けることが、貢献度の高い理由の一つになっています。この事業では、貢献度の高い理由から運営する排水淨化施設を設け、さらに上水道水は複数などを運んで済むことをより簡単に済むことを目指します。

市街地排水淨化対策事業

自然の力とみんなの力で美しい白母川と琵琶湖を再現します。

排水を貯めて処理します。

貯留兼沈殿施設

雨水を貯めて、妙や死子の大きな汚れを沈殿させます。土砂や泥などは音相撲などとて浄化し、底に沉积した汚れは地下水資源として利用されます。



排水を淨化施設に取り入れます

淨水施設

用で溢れる雨水を浄水のうち、特に汚れていたり濁りの浮き水を浄化槽に取り入れます。大きなゴミは除菌装置で取り除きます。



排水をきれいにします。

植物淨化施設

雨水がは、植物（プラスチック製の植物）の下を流れますことで、流れに残している微生物により分解されてしまいます。



植物の働きで水をきれいにします。

土壌淨化施設

雨水が土（野菜）の中に入ることで、用いられた土の中の微生物により分解されてしまいます。



植物の管理と栽培

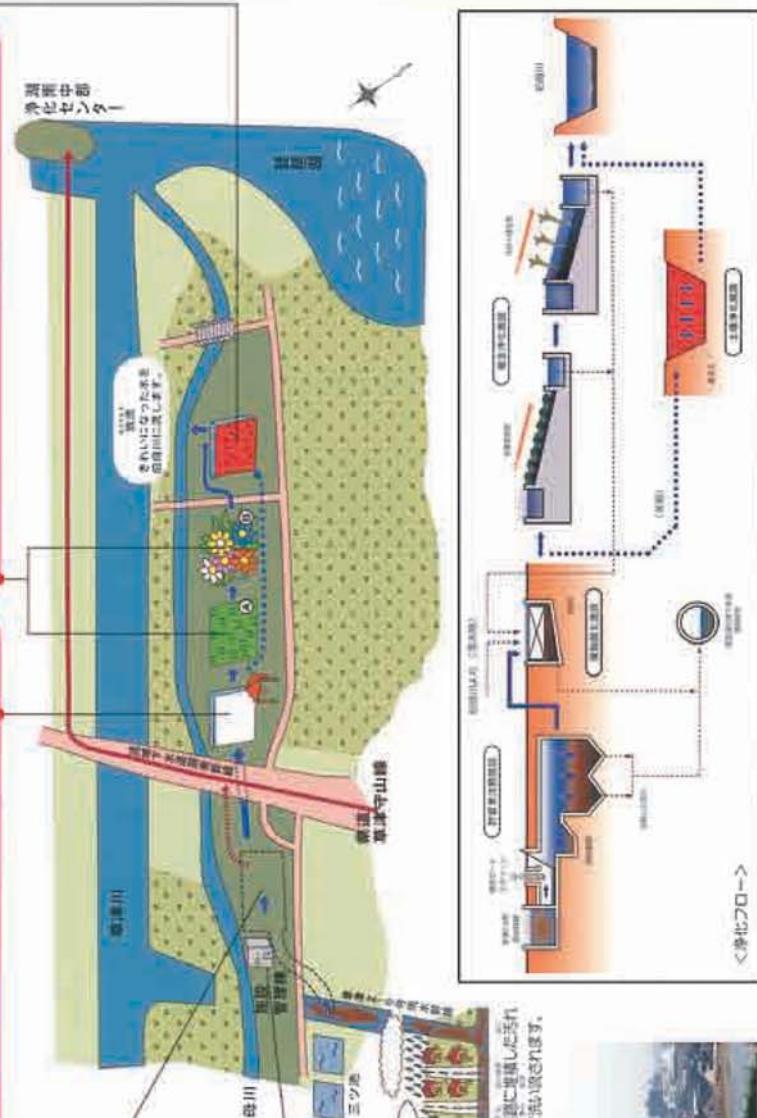


淨化施設に植えられている植物は、地域のボランティアのみなさん（白母川ビオ・パーク運営協議会）の力で育てていただいている。

環境学習



さまざまな淨化施設を通して、市街地排水が淨化される仕組みを学べるなど、環境学習に適した場所です。



<淨化フロー>

